次に掲げるもの以外の在外公館の長

在インド日本国大使、在インドネシア日本国大使、在カンボジア日本国大使、在シンガポール日本国大使、在スリランカ日本国大使、在タイ日本国大使、在大韓民国日本国大使、在中華人民共和国日本国大使、在フィリピン日本国大使、在ベトナム日本国大使、在マレーシア日本国大使（在ジョホールバル出張駐在官事務所を管理する場合を除く。）、在オーストラリア日本国大使、在ニュージーランド日本国大使、在フィジー日本国大使、在アメリカ合衆国日本国大使、在アルゼンチン日本国大使、在ウルグアイ日本国大使、在キューバ日本国大使、在グアテマラ日本国大使、在コロンビア日本国大使、在チリ日本国大使、在ドミニカ共和国日本国大使、在パナマ日本国大使、在パラグアイ日本国大使、在ブラジル日本国大使、在ペルー日本国大使、在メキシコ日本国大使、在アイルランド日本国大使、在イタリア日本国大使、在英国日本国大使、在オランダ日本国大使、在スイス日本国大使、在スウェーデン日本国大使、在スペイン日本国大使、在スロベニア日本国大使、在チェコ日本国大使、在デンマーク日本国大使、在ドイツ日本国大使、在ハンガリー日本国大使、在フィンランド日本国大使、在フランス日本国大使、在ベルギー日本国大使、在ポーランド日本国大使、在ポルトガル日本国大使、在イスラエル日本国大使（在ラマッラ出張駐在官事務所を管理する場合を除く。）、在オマーン日本国大使、在ヨルダン日本国大使、在エチオピア日本国大使、在ガーナ日本国大使、在ザンビア日本国大使、在セネガル日本国大使、在ベナン日本国大使、在マラウイ日本国大使、在南アフリカ共和国日本国大使、在モーリタニア日本国大使、在釜山日本国総領事、在上海日本国総領事、在瀋陽日本国総領事、在青島日本国総領事、在香港日本国総領事、在ホーチミン日本国総領事、在ペナン日本国総領事、在シドニー日本国総領事、在パース日本国総領事、在ブリスベン日本国総領事、在メルボルン日本国総領事、在オークランド日本国総領事、在アトランタ日本国総領事、在サンフランシスコ日本国総領事、在シアトル日本国総領事、在シカゴ日本国総領事、在デトロイト日本国総領事、在デンバー日本国総領事、在ナッシュビル日本国総領事、在ニューヨーク日本国総領事、在ヒューストン日本国総領事、在ボストン日本国総領事、在ホノルル日本国総領事、在マイアミ日本国総領事、在ロサンゼルス日本国総領事、在カルガリー日本国総領事、在トロント日本国総領事、在バンクーバー日本国総領事、在モントリオール日本国総領事、在クリチバ日本国総領事、在サンパウロ日本国総領事、在ベレン日本国総領事、在リオデジャネイロ日本国総領事、在ミラノ日本国総領事、在エディンバラ日本国総領事、在バルセロナ日本国総領事、在デュッセルドルフ日本国総領事、在フランクフルト日本国総領事、在ミュンヘン日本国総領事、在ストラスブール日本国総領事、在マルセイユ日本国総領事、在ドバイ日本国総領事、在イスタンブール日本国総領事

○総務省告示第百七十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号ロの規定に基づき、平成二十五年四月二十八日に行われる参議院選挙区選出議員の補欠選挙において在外公館等における在外投票を行うことができる期日を次のように定める。

平成二十五年四月八日

総務大臣　新藤　義孝

公職選挙法第四十九条の二第一項第一号ロに規定する総務大臣が外務大臣と協議して指定する日は、次表の在外公館の長の欄に掲げる在外公館の長の区分に応じ、同表の期日の欄に掲げる日とする。

在外公館の長	期日
在インド日本国大使	在釜山日本国総領事
在インドネシア日本国大使	在中華人民共和国日本国大使
在カンボジア日本国大使	在上海日本国総領事
在シンガポール日本国大使	在瀋陽日本国総領事
在スリランカ日本国大使	在青島日本国総領事
在タイ日本国大使	在香港日本国総領事
在大韓民国日本国大使	在フィリピン日本国大使
	在ベトナム日本国大使
	在ホーチミン日本国総領事
	在マレーシア日本国大使（在ジョホールバル出張駐在官事務所を管理する場合を除く。）
	在ペナン日本国総領事
	在アメリカ合衆国日本国大使
	在アトランタ日本国総領事
	在サンフランシスコ日本国総領事
	在シアトル日本国総領事
	在シカゴ日本国総領事
	在デトロイト日本国総領事
	在デンバー日本国総領事
	在ナッシュビル日本国総領事
	在ニューヨーク日本国総領事
	在ヒューストン日本国総領事
	在ボストン日本国総領事
	在ホノルル日本国総領事
	在マイアミ日本国総領事
	在ロサンゼルス日本国総領事
	在カルガリー日本国総領事
	在トロント日本国総領事
	在バンクーバー日本国総領事
	在モントリオール日本国総領事
	在アルゼンチン日本国大使
	在ウルグアイ日本国大使
	在キューバ日本国大使
	在グアテマラ日本国大使
	在コロンビア日本国大使
	在チリ日本国大使
	在ドミニカ共和国日本国大使
	在パナマ日本国大使
	在パラグアイ日本国大使
	在ブラジル日本国大使
	在クリチバ日本国総領事
	在サンパウロ日本国総領事
	在ベレン日本国総領事
	在リオデジャネイロ日本国総領事
	選挙の期日の告示の日後二日に当たる日